

出生祝い金付普通預金 ひごっこ口座

ご利用いただける方		0～6歳のお子様で下記の条件をすべて満たす方 ①熊本県内に在住していること。 ②口座名義人の親権者様が当行口座を保有していること。 ③過去に本口座のご利用がないこと。（1人1口座限定）
出生祝い金について		出生祝い金として、口座作成時に1,000円をプレゼント（本口座に入金）させていただきます。
預入	期 間	期間の定めはありません。
	方 法	随時預入できます。
	金 額	1円以上
	単 位	1円
払戻方法		随時払戻できます。
利息	適 用 金 利	店頭表示の利率を適用します。なお、店頭表示利率は原則毎月1回（第一月曜日）変更します。（変動金利）
	利 払 頻 度	利息決算日は毎年2回（2月および8月）とします。
	付 利 単 位	100円
	最低付利残高	1,000円
	計 算 方 法	日々の最終残高の積数により、1年を365日として日割り計算します。
	計 算 期 間	利息決算日の翌日から次回利息決算日までの期間とします。
税制上の取り扱い		分離課税（税率20%）又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
預金保険制度		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
ご利用窓口		口座開設は熊本県内店舗の窓口のみのお取り扱いとなります。
その他		口座開設には次の①～④が必要となります。 ①ご本人（お子さま）の健康保険証（原本） ②母子手帳等、官公庁から発行された氏名および住所が記載されている書類（原本） ③運転免許証、マイナンバーカード等、お手続きに来店された方の本人確認資料（原本）※ ※「顔写真」の無い本人確認資料の場合は、上記に加えて、次のいずれかの書類で、現住所の記載があり、なおかつ、領収日付の押印または発行年月日の記載のあるもの（提示日前6か月以内の日付のもの）をご提示いただく必要があります。 ・国税または地方税の領収証書または納税証明書 ・社会保険料の領収証書 ・公共料金（固定電話・ガス・水道・電気・NHKの各料金）にかかる領収証書 ・上記のほか、官公庁から発行された氏名および住所が記載されている書類 ④ご印鑑（シャチハタ不可）
金利情報の入手方法		窓口でお問い合わせください。
当行が契約している指定紛争解決機関		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

（2025年4月7日現在）